

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱</b></p> <p style="text-align: right;">制定 平成23年 4月 1日 改正 令和7年 3月24日 <b>改正 令和8年 4月 1日</b></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「既存住宅」とは、<b>すでに建築されている</b>住宅（人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいい、戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの イ 販売を目的とするもの</p> <p>(2)「既存木造住宅」とは、既存住宅のうち、<b>平成12年5月31日以前に建築された</b>木造の住宅（在来工法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法）をいう。</p> <p>(3)「既存非木造住宅」とは、既存住宅のうち、<b>昭和56年5月31日以前に建築された</b>鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅をいう。</p> <p>(4)～(9) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱</b></p> <p style="text-align: right;">制定 平成23年 4月 1日 改正 令和7年 3月24日</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「既存住宅」とは、<b>昭和56年5月31日以前に建築された</b>住宅（人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいい、戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの イ 販売を目的とするもの</p> <p>(2)「既存木造住宅」とは、既存住宅のうち、木造の住宅（在来工法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法）をいう。</p> <p>(3)「既存非木造住宅」とは、既存住宅のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅をいう。</p> <p>(4)～(9) (略)</p>

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(10)「木造住宅耐震診断」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第3項の規定による平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号の別添建築物の耐震診断の指針第1の1の規定に基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14)「木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、<b>既存木造住宅のうち昭和56年5月31日以前に建築された</b>住宅の耐震改修設計に要する費用の一部を当該住宅の所有者<b>又は当該所有者と親子関係にある者等市町村が補助対象者として適当と認める者（以下「所有者等」という。）</b>に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(15)「木造住宅耐震改修費補助事業」とは、<b>既存木造住宅のうち昭和56年5月31日以前に建築された</b>住宅の耐震化に係る工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者<b>等</b>に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(16)「非木造住宅耐震診断費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を当該住宅の所有者<b>等</b>に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(17)「非木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震改修設計に要する費用の一部を当該住宅の所有者<b>等</b>に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(18)「非木造住宅耐震改修費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震化に係る工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者<b>等</b>に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(19)「コンクリートブロック塀安全対策事業」とは、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等を対象に、撤去等に要する費用の一部を当該塀等の所有者<b>等</b>に対して市町村が補助する事業及び市町村が撤去等を行う事業をい</p>	<p>(10)「木造住宅耐震診断」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第3項の規定による平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号の別添建築物の耐震診断の指針第1の1の規定<b>又は「改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアル」</b>に基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14)「木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、既存木造住宅の耐震改修設計に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(15)「木造住宅耐震改修費補助事業」とは、既存木造住宅の耐震化に係る工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(16)「非木造住宅耐震診断費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(17)「非木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震改修設計に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(18)「非木造住宅耐震改修費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震化に係る工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(19)「コンクリートブロック塀安全対策事業」とは、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等を対象に、撤去等に要する費用の一部を当該塀等の所有者に対して市町村が補助する事業及び市町村が撤去等を行う事業をいう。</p>

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>う。</p> <p>(20)「老朽住宅等除却事業」とは、老朽化した住宅等を対象に、除却に要する費用の一部を当該住宅等の所有者等に対して市町村が補助する事業及び市町村が除却を行う事業をいう。</p> <p>(21) ～ (22) (略)</p> <p>(23)「空き家活用促進事業」とは、空き家住宅又は空き建築物（以下「空き家」という。）を対象に市町村が耐震改修工事、断熱改修工事、バリアフリー工事及びトイレの水洗化工事等（以下「改修工事等」という。）を行い、市町村が管理・運営する住宅（人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分（人の居住の用以外の用に供する建築物の部分との共用に供する部分を含む。）をいい、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅制度に基づく住宅（以下「公営住宅等」という。）を除く。）又は就寝の用に供する居室が存し、かつ、地域活性化のための計画的利用に供される建築物（以下「公的住宅等」という。）として活用する事業をいう。</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25)「木造住宅段階的耐震改修支援事業」とは、<b>既存木造住宅のうち昭和56年5月31日以前に建築された住宅であって、このうち戸建て及び併用住宅の耐震改修工事を段階的に行うために要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</b></p> <p><b>(削除)</b></p> <p>(26)「空き家対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が空き家の除却又は活用の加速化を図るために空き家の調査等を行う事業をいう。</p>	<p>(20)「老朽住宅等除却事業」とは、老朽化した住宅等を対象に、除却に要する費用の一部を当該住宅等の所有者に対して市町村が補助する事業及び市町村が除却を行う事業をいう。</p> <p>(21) ～ (22) (略)</p> <p>(23)「空き家活用促進事業」とは、空き家住宅又は空き建築物（以下「空き家」という。）を対象に市町村が耐震改修工事、断熱改修工事、バリアフリー工事及びトイレの水洗化工事等（以下「改修工事等」という。）を行い、市町村が管理・運営する住宅（人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分（人の居住の用以外の用に供する建築物の部分との共用に供する部分を含む。）をいい、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅制度に基づき<b>整備する住宅</b>を除く。）又は就寝の用に供する居室が存し、かつ、地域活性化のための計画的利用に供される建築物（以下「公的住宅等」という。）として活用する事業をいう。</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25)「木造住宅段階的耐震改修支援事業」とは、既存木造住宅のうち戸建て及び併用住宅の耐震改修工事を段階的に行うために要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(26)「こうち健康・省エネ住宅」とは、こうち健康・省エネ住宅設計指針（こうち健康・省エネ住宅推進協議会発行）に基づき、高知の森林の木材等を使って高知の大工又は工務店が施工する高齢者等の要配慮者の健康及び省エネに資する優良な木造住宅をいう。</p> <p>(27)「空き家対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が空き家の除却又は活用の加速化を図るために空き家の調査等を行う事業をいう。</p>

新	旧
<p>(27)「空き家活用費補助事業」とは、空き家の改修設計、改修工事等に要する費用の一部を当該空き家の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(28)「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定に基づき知事が指定した区域をいう。</p> <p>(29)「危険住宅」とは、敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない構造（以下「既存不適格」という。）で現に居住している住宅をいう。</p> <p>(30)「がけ地近接等危険住宅移転事業」とは、危険住宅の移転又は除却を行う費用の一部を当該危険住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(31)「住宅等土砂災害対策促進事業」とは、土砂災害特別警戒区域内の危険住宅及び一以上の居室を有する建築物（既存不適格であるものに限る。以下「危険住宅等」という。）を土砂災害に対して安全な構造とする費用の一部を当該危険住宅等の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(32)「家具等安全対策支援事業」とは、住宅内の家具及びガラス等（以下「家具等」という。）の地震に対する安全対策に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業、及び市町村が家具等の安全対策を行う事業をいう。</p> <p>(33)「住宅確保要配慮者等」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者、高知県への移住希望者、三世帯同居をしようとする者、及び市町村が住宅確保にあたって支援を要すると認める者をいう。</p>	<p>(28)「空き家活用費補助事業」とは、空き家の改修設計、改修工事等に要する費用の一部を当該空き家の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(29)「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定に基づき知事が指定した区域をいう。</p> <p>(30)「危険住宅」とは、敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない構造（以下「既存不適格」という。）で現に居住している住宅をいう。</p> <p>(31)「がけ地近接等危険住宅移転事業」とは、危険住宅の移転又は除却を行う費用の一部を当該危険住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(32)「住宅等土砂災害対策促進事業」とは、土砂災害特別警戒区域内の危険住宅及び一以上の居室を有する建築物（既存不適格であるものに限る。以下「危険住宅等」という。）を土砂災害に対して安全な構造とする費用の一部を当該危険住宅等の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(33)「家具等安全対策支援事業」とは、住宅内の家具及びガラス等（以下「家具等」という。）の地震に対する安全対策に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業、及び市町村が家具等の安全対策を行う事業をいう。</p> <p>(34)「住宅確保要配慮者等」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者、高知県への移住希望者、三世帯同居をしようとする者、及び市町村が住宅確保にあたって支援を要すると認める者をいう。</p>

新	旧
<p>(34)「非木造住宅段階的耐震改修支援事業」とは、既存非木造住宅のうち戸建て及び併用住宅の耐震改修工事を段階的に行うために要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(35)「空き家活用シェアオフィス等整備支援事業」とは、空き家を対象に市町村が改修設計、電気・機械・通信設備工事、及び改修工事等を行い、市町村が管理・運営するオフィス、又は地域活性化のための計画的利用に供される建築物（<b>公営住宅等及び公的住宅等を除く。</b>以下「シェアオフィス等」という。）として活用する事業をいう。</p> <p>(36)「かわらぶき技能士」とは職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定試験に合格し、厚生労働大臣もしくは都道府県知事により証される一級かわらぶき技能士、その他のかわらぶき技能士をいう。</p> <p>(37)「瓦屋根工事技士」とは、一般社団法人全日本瓦工事業連盟の実施する瓦屋根工事技士試験に合格し、認定された者をいう。</p> <p>(38)「瓦屋根診断技士」とは、「瓦屋根工事技士」及び「かわらぶき技能士」の資格を有し、一般社団法人全日本瓦工事業連盟の実施する瓦屋根診断技士講習会を受講し、認定された者をいう。</p> <p>(39)「瓦屋根診断費補助事業」とは、住宅の瓦屋根診断に要する費用の一部を当該住宅の所有者<b>等</b>に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(40)「瓦屋根改修費補助事業」とは、住宅の瓦屋根が地震や強風に対して安全な構造となるよう改修する工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者<b>等</b>に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(41)「木造住宅除却費補助事業」とは、耐震性の低い木造の既存住宅を対象に、除却に要する費用の一部を当該住宅の所有者<b>等</b>に対して市町村が補助する事業をいう。</p>	<p>(35)「非木造住宅段階的耐震改修支援事業」とは、既存非木造住宅のうち戸建て及び併用住宅の耐震改修工事を段階的に行うために要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(36)「空き家活用シェアオフィス等整備支援事業」とは、空き家を対象に市町村が改修設計、電気・機械・通信設備工事、及び改修工事等を行い、市町村が管理運営するオフィス、又は地域活性化のための計画的利用に供される建築物（以下「シェアオフィス等」という。）として活用する事業をいう。</p> <p>(37)「かわらぶき技能士」とは職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定試験に合格し、厚生労働大臣もしくは都道府県知事により証される一級かわらぶき技能士、その他のかわらぶき技能士をいう。</p> <p>(38)「瓦屋根工事技士」とは、一般社団法人全日本瓦工事業連盟の実施する瓦屋根工事技士試験に合格し、認定された者をいう。</p> <p>(39)「瓦屋根診断技士」とは、「瓦屋根工事技士」及び「かわらぶき技能士」の資格を有し、一般社団法人全日本瓦工事業連盟の実施する瓦屋根診断技士講習会を受講し、認定された者をいう。</p> <p>(40)「瓦屋根診断費補助事業」とは、住宅の瓦屋根診断に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(41)「瓦屋根改修費補助事業」とは、住宅の瓦屋根が地震や強風に対して安全な構造となるよう改修する工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(42)「木造住宅除却費補助事業」とは、耐震性の低い木造の既存住宅を対象に、除却に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p>
<p>第3条～第15条 (略)</p>	<p>第3条～第15条 (略)</p>

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。	附則 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。
附則 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、同年3月24日から施行する。	(新設)
附則 2 令和8年3月31日までに事業に着手している空き家活用促進事業については、なお従前の例によることができる。	

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p>	

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
別表第1				別表第1			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
補助事業名	木造住宅耐震診断事業	木造住宅耐震改修設計費補助事業	木造住宅耐震改修費補助事業	補助事業名	木造住宅耐震診断事業	木造住宅耐震改修設計費補助事業	木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村			補助事業者	市町村		
補助対象経費	84,700円/戸	356,000円/戸	1,650,000円/戸 ただし、利子補給制度（注4）を利用する場合は、1,075,000円/戸	補助対象経費	84,700円/戸	356,000円/戸	1,650,000円/戸 ただし、利子補給制度（注4）を利用する場合は、1,075,000円/戸
補助要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの</p> <p>①診断する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するもの</p> <p>②木造住宅耐震診断を一般財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの、又は一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト（以下「認定ソフト」とい）を用いるものを含む。以下同じ。）し、改修後の評価が1.0以上となるもの又は知事が別に認めたもの。</p> <p>③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断（国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値（知事が認めたものに限り。）を用いるものを含む。以下同じ。）し、改修後の評価が1.0以上となるもの又は知事が別に認めたもの。</p> <p>④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。</p>			<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの</p> <p>①診断する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するもの</p> <p>②木造住宅耐震診断を一般財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの、又は一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト（以下「認定ソフト」とい）を用いるものを含む。以下同じ。）し、改修後の評価が1.0以上となるもの又は知事が別に認めたもの。</p> <p>③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断（国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値（知事が認めたものに限り。）を用いるものを含む。以下同じ。）し、改修後の評価が1.0以上となるもの又は知事が別に認めたもの。</p> <p>④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。</p>			
補助率	4分の1以内	4分の3以内	4分の1以内	補助率	4分の1以内	4分の3以内	4分の1以内
補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			
<p>（注1）既存木造住宅の所有者等とは、当該住宅の所有者等及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非常利活動法人又は住宅確保要配慮者等への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。</p> <p>（注2）耐震等級3とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づき定められた日本住宅性能表示基準の内、1～2耐震等級（構造躯体の損傷防止）において等級3に該当することをいう。</p> <p>（注3）木造住宅耐震改修費補助事業の補助対象経費の限度額については令和9年度末までとする。</p> <p>（注4）利子補給制度とは、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震化改修融資への利子補給制度をいう。</p>				<p>（注1）既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及びその親族並びに空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非常利活動法人又は住宅確保要配慮者等への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。</p> <p>（注2）耐震等級3とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づき定められた日本住宅性能表示基準の内、1～2耐震等級（構造躯体の損傷防止）において等級3に該当することをいう。</p> <p>（注3）木造住宅耐震改修費補助事業の補助対象経費の限度額については令和9年度末までとする。</p> <p>（注4）利子補給制度とは、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震化改修融資への利子補給制度をいう。</p>			

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
別表第2				別表第2			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業	補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村			補助事業者	市町村		
補助対象経費	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所等に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費（審査経費を含む）。	既存非木造住宅の所有者等が建築士事務所等に依頼して行う耐震改修設計に要する経費（審査経費を含む）。	既存非木造住宅の所有者等が建設業者に依頼して行う当該住宅の耐震改修、非現地建替工事に要する経費（検査経費を含む）。	補助対象経費	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所等に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）。	既存非木造住宅の所有者等が建築士事務所等に依頼して行う耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）。	既存非木造住宅の所有者等が建設業者に依頼して行う当該住宅の耐震改修、非現地建替工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む）。
	限度額				限度額		
	84,700円/戸	356,000円/戸	1,650,000円/戸 ただし、利子補給制度（注4）を利用する場合は、1,075,000円/戸		84,700円/戸	356,000円/戸	1,650,000円/戸 ただし、利子補給制度（注4）を利用する場合は、1,075,000円/戸
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、4,000円/戸を加算することができる。				ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、4,000円/戸を加算することができる。		
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、4,000円/戸を加算することができる。				ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅及び家具等安全対策支援事業を利用し耐震シェルターを設置した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額までとする。耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。		
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの。	①一級建築士又は二級建築士が設計するもの。	①一級建築士又は二級建築士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの。	①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの。	①一級建築士又は二級建築士が設計するもの。	①一級建築士又は二級建築士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの。	①一級建築士又は二級建築士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの。
	②一級建築士又は二級建築士により実施するもの。	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士又は二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの。	③耐震改修工事について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの。	②一級建築士又は二級建築士により実施するもの。	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士又は二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの。	③耐震改修計画について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの。	③耐震改修工事について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの。
	③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄骨コンクリート造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの。	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	④非現地建替工事にあっては、次の全てに該当するものに限る。 a. 当該住宅が津波浸水区域内に存するもの。 b. 住宅（耐震等級3（注2）以上のものに限る。）を、津波浸水区域以外に建て替えるもの。 c. 当該住宅を除却するもの。	③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの。	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	a. 当該住宅が津波浸水区域内に存するもの。 b. 住宅（耐震等級3（注2）以上のものに限る。）を、津波浸水区域以外に建て替えるもの。 c. 当該住宅を除却するもの。	a. 当該住宅が津波浸水区域内に存するもの。 b. 住宅（耐震等級3（注2）以上のものに限る。）を、津波浸水区域以外に建て替えるもの。 c. 当該住宅を除却するもの。
	対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。				対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。		
補助率	4分の1以内	4分の3以内	4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第三編第一章イ-1.6-(1.2)-①第1項及び第3項に規定する基礎額の合計と市町村が補助する額との差については2分の1以内	補助率	4分の1以内	4分の3以内	4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第三編第一章イ-1.6-(1.2)-①第3項に規定する基礎額と市町村が補助する額との差については2分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		
（注1）既存非木造住宅の所有者等とは、当該住宅の所有者等及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要配慮者等への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。				（注1）既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及びその親族並びに空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要配慮者等への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。			
（注2）耐震等級3とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づき定められた日本住宅性能表示基準の内、1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）において等級3に該当することをいう。				（注2）耐震等級3とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づき定められた日本住宅性能表示基準の内、1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）において等級3に該当することをいう。			
（注3）非木造住宅耐震改修費補助事業の補助対象経費の限度額については令和9年度末までとする。				（注3）非木造住宅耐震改修費補助事業の補助対象経費の限度額については令和9年度末までとする。			
（注4）利子補給制度とは、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震化改修融資への利子補給制度をいう。				（注4）利子補給制度とは、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震化改修融資への利子補給制度をいう。			

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧																								
別表第3-1		別表第3-1																								
別表第3-1 (第3条関係)		別表第3-1 (第3条関係)																								
補助事業名	木造住宅段階的耐震改修支援事業	補助事業名	木造住宅段階的耐震改修支援事業																							
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村																							
補助対象経費	<p>既存木造住宅のうち昭和56年5月31日以前に建築された住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者等が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費(検査経費を含む)</p> <p>限度額</p> <p>1,271,000円/戸</p> <p>耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。</p>	補助対象経費	<p>既存木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者等が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む)</p> <p>限度額</p> <p>1,271,000円/戸</p> <p>耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。</p>																							
補助要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの。</p> <p>① 住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの。</p> <p>② 下記のア、イのいずれかに該当するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改修前</th> <th>改修後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業、又は耐震診断士の精密診断法による診断の結果</td> <td>認定ソフトの精密診断法(国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値(知事が認めたものに限る。))を用いるものを含む。)による診断結果</td> </tr> <tr> <td>ア 段階的改修型</td> <td>評点が0.7未満</td> <td>評点が0.7以上となるもので、申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上部構造評点を1.0以上にする工事を行うことの誓約書が提出されていること。</td> </tr> <tr> <td>イ 1階改修型</td> <td>1階部分の評点が1.0未満</td> <td>1階部分で評点が1.0以上となるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 既存木造住宅所有者等の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注1)を導入している市町村であること。</p> <p>④ 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。</p> <p>⑤ 利子補給制度(注2)を利用しないこと。</p>		改修前	改修後		木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業、又は耐震診断士の精密診断法による診断の結果	認定ソフトの精密診断法(国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値(知事が認めたものに限る。))を用いるものを含む。)による診断結果	ア 段階的改修型	評点が0.7未満	評点が0.7以上となるもので、申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上部構造評点を1.0以上にする工事を行うことの誓約書が提出されていること。	イ 1階改修型	1階部分の評点が1.0未満	1階部分で評点が1.0以上となるもの	<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの。</p> <p>① 住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの。</p> <p>② 下記のア、イのいずれかに該当するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改修前</th> <th>改修後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業、又は耐震診断士の精密診断法による診断の結果</td> <td>認定ソフトの精密診断法(国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値(知事が認めたものに限る。))を用いるものを含む。)による診断結果</td> </tr> <tr> <td>ア 段階的改修型</td> <td>評点が0.7未満</td> <td>評点が0.7以上となるもので、申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上部構造評点を1.0以上にする工事を行うことの誓約書が提出されていること。</td> </tr> <tr> <td>イ 1階改修型</td> <td>1階部分の評点が1.0未満</td> <td>1階部分で評点が1.0以上となるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 既存木造住宅所有者等の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注1)を導入している市町村であること。</p> <p>④ 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。</p> <p>⑤ 利子補給制度(注2)を利用しないこと。</p>		改修前	改修後		木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業、又は耐震診断士の精密診断法による診断の結果	認定ソフトの精密診断法(国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値(知事が認めたものに限る。))を用いるものを含む。)による診断結果	ア 段階的改修型	評点が0.7未満	評点が0.7以上となるもので、申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上部構造評点を1.0以上にする工事を行うことの誓約書が提出されていること。	イ 1階改修型	1階部分の評点が1.0未満	1階部分で評点が1.0以上となるもの
	改修前	改修後																								
	木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業、又は耐震診断士の精密診断法による診断の結果	認定ソフトの精密診断法(国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値(知事が認めたものに限る。))を用いるものを含む。)による診断結果																								
ア 段階的改修型	評点が0.7未満	評点が0.7以上となるもので、申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上部構造評点を1.0以上にする工事を行うことの誓約書が提出されていること。																								
イ 1階改修型	1階部分の評点が1.0未満	1階部分で評点が1.0以上となるもの																								
	改修前	改修後																								
	木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業、又は耐震診断士の精密診断法による診断の結果	認定ソフトの精密診断法(国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値(知事が認めたものに限る。))を用いるものを含む。)による診断結果																								
ア 段階的改修型	評点が0.7未満	評点が0.7以上となるもので、申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上部構造評点を1.0以上にする工事を行うことの誓約書が提出されていること。																								
イ 1階改修型	1階部分の評点が1.0未満	1階部分で評点が1.0以上となるもの																								
補助率	<p>4分の1以内</p> <p>ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第1項及び第3項に規定する基礎額の合計と市町村が補助する額との差については2分の1以内</p> <p>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>	補助率	<p>4分の1以内</p> <p>ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第3項に規定する基礎額と市町村が補助する額との差については2分の1以内</p> <p>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>																							
<p>(注1)代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう</p> <p>(注2)利子補給制度とは、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震化改修融資への利子補給制度をいう。</p>		<p>(注1)代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう</p> <p>(注2)利子補給制度とは、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震化改修融資への利子補給制度をいう。</p>																								

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧																												
<p>別表第3-2</p> <p>別表第3-2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">補助事業名</td> <td>非木造住宅段階的耐震改修支援事業</td> </tr> <tr> <td>補助事業者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補助対象経費</td> <td>既存非木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者等が建設業者に依頼して段階的に行う非木造住宅耐震改修工事に要する経費(検査経費を含む)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">限度額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,271,000円/戸</td> </tr> <tr> <td colspan="2">耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。</td> </tr> <tr> <td>補助要件</td> <td>次に掲げる事項の全てに該当するもの                      ① 一級建築士又は二級建築士が、耐震改修工事の現場確認等を実施するもの                      ② 非木造住宅耐震診断補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士、二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの                      ③ 耐震改修工事により、一級建築士又は二級建築士により「安全性が向上した」ことが確認されたもの                      ④ 申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ建築士により示された耐震改修計画を実施することの誓約書が提出されていること。                      ⑤ 既存非木造住宅所有者等の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注1)を導入している市町村であること                      ⑥ 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。                      ⑦ 利子補給制度(注2)を利用しないこと。</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>4分の1以内                      ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第1項及び第3項に規定する基礎額の合計と市町村が補助する額との差については2分の1以内                      補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</td> </tr> </table> <p>(注1) 代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう</p> <p>(注2) 利子補給制度とは、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震化改修融資への利子補給制度をいう。</p>	補助事業名	非木造住宅段階的耐震改修支援事業	補助事業者	市町村	補助対象経費	既存非木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者等が建設業者に依頼して段階的に行う非木造住宅耐震改修工事に要する経費(検査経費を含む)	限度額	1,271,000円/戸	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。		補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ① 一級建築士又は二級建築士が、耐震改修工事の現場確認等を実施するもの ② 非木造住宅耐震診断補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士、二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの ③ 耐震改修工事により、一級建築士又は二級建築士により「安全性が向上した」ことが確認されたもの ④ 申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ建築士により示された耐震改修計画を実施することの誓約書が提出されていること。 ⑤ 既存非木造住宅所有者等の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注1)を導入している市町村であること ⑥ 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。 ⑦ 利子補給制度(注2)を利用しないこと。	補助率	4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第1項及び第3項に規定する基礎額の合計と市町村が補助する額との差については2分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	<p>別表第3-2</p> <p>別表第3-2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">補助事業名</td> <td>非木造住宅段階的耐震改修支援事業</td> </tr> <tr> <td>補助事業者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補助対象経費</td> <td>既存非木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者等が建設業者に依頼して段階的に行う非木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">限度額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,271,000円/戸</td> </tr> <tr> <td colspan="2">耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。</td> </tr> <tr> <td>補助要件</td> <td>次に掲げる事項の全てに該当するもの                      ① 一級建築士又は二級建築士が、耐震改修工事の現場確認等を実施するもの                      ② 非木造住宅耐震診断補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士、二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの                      ③ 耐震改修工事により、一級建築士又は二級建築士により「安全性が向上した」ことが確認されたもの                      ④ 申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ建築士により示された耐震改修計画を実施することの誓約書が提出されていること。                      ⑤ 既存非木造住宅所有者等の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注1)を導入している市町村であること                      ⑥ 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。                      ⑦ 利子補給制度(注2)を利用しないこと。</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>4分の1以内                      ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第3項に規定する基礎額と市町村が補助する額との差については2分の1以内                      補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</td> </tr> </table> <p>(注1) 代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう</p> <p>(注2) 利子補給制度とは、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震化改修融資への利子補給制度をいう。</p>	補助事業名	非木造住宅段階的耐震改修支援事業	補助事業者	市町村	補助対象経費	既存非木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者等が建設業者に依頼して段階的に行う非木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む)	限度額	1,271,000円/戸	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。		補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ① 一級建築士又は二級建築士が、耐震改修工事の現場確認等を実施するもの ② 非木造住宅耐震診断補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士、二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの ③ 耐震改修工事により、一級建築士又は二級建築士により「安全性が向上した」ことが確認されたもの ④ 申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ建築士により示された耐震改修計画を実施することの誓約書が提出されていること。 ⑤ 既存非木造住宅所有者等の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注1)を導入している市町村であること ⑥ 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。 ⑦ 利子補給制度(注2)を利用しないこと。	補助率	4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第3項に規定する基礎額と市町村が補助する額との差については2分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
補助事業名	非木造住宅段階的耐震改修支援事業																												
補助事業者	市町村																												
補助対象経費	既存非木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者等が建設業者に依頼して段階的に行う非木造住宅耐震改修工事に要する経費(検査経費を含む)																												
	限度額																												
	1,271,000円/戸																												
耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。																													
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ① 一級建築士又は二級建築士が、耐震改修工事の現場確認等を実施するもの ② 非木造住宅耐震診断補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士、二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの ③ 耐震改修工事により、一級建築士又は二級建築士により「安全性が向上した」ことが確認されたもの ④ 申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ建築士により示された耐震改修計画を実施することの誓約書が提出されていること。 ⑤ 既存非木造住宅所有者等の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注1)を導入している市町村であること ⑥ 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。 ⑦ 利子補給制度(注2)を利用しないこと。																												
補助率	4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第1項及び第3項に規定する基礎額の合計と市町村が補助する額との差については2分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。																												
補助事業名	非木造住宅段階的耐震改修支援事業																												
補助事業者	市町村																												
補助対象経費	既存非木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者等が建設業者に依頼して段階的に行う非木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む)																												
	限度額																												
	1,271,000円/戸																												
耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。																													
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ① 一級建築士又は二級建築士が、耐震改修工事の現場確認等を実施するもの ② 非木造住宅耐震診断補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士、二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの ③ 耐震改修工事により、一級建築士又は二級建築士により「安全性が向上した」ことが確認されたもの ④ 申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ建築士により示された耐震改修計画を実施することの誓約書が提出されていること。 ⑤ 既存非木造住宅所有者等の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注1)を導入している市町村であること ⑥ 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。 ⑦ 利子補給制度(注2)を利用しないこと。																												
補助率	4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第3項に規定する基礎額と市町村が補助する額との差については2分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。																												

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
別表第4(略) 別表第5 別表第5(第3条関係)		別表第4(略) 別表第5 別表第5(第3条関係)	
補助事業名	コンクリートブロック塀安全対策事業	補助事業名	コンクリートブロック塀安全対策事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
補助対象経費	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)を、所有者等又は市町村が登録工務店、建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。)又は、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費	補助対象経費	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)を、所有者又は市町村が登録工務店、建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。)又は、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費
	限度額		限度額
	407,000円/件		407,000円/件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する		安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する
補助要件	地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号)に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第1項及び第6条第1項)に位置付けられた避難路に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの	補助要件	地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号)に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第1項及び第6条第1項)に位置付けられた避難路に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの
補助率	3分の1以内	補助率	3分の1以内
	ただし、限度額から社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第12項に規定する基礎額を差し引いた額の2分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		ただし、限度額から社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第12項に規定する基礎額を差し引いた額の2分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。		(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。	
①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1(ただし、鉄筋コンクリート塀にあつては、点検項目5~7を適用する。)に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの		①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1(ただし、鉄筋コンクリート塀にあつては、点検項目5~7を適用する。)に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの	
②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの		②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの	

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
別表第6		別表第6	
別表第6（第3条関係）		別表第6（第3条関係）	
補助事業名	老朽住宅等除却事業		
補助事業者	市町村		
	市町村が所有者等に補助する場合	市町村が除却する場合	
補助対象経費	老朽住宅等（注）の除却を行う所有者等に対し除却に要する費用について補助する費用		
	限度額	限度額	限度額
	1,675,000円/件	1,675,000円/件	補助事業に着手する日が属する年度において国土交通大臣が定める住宅局所管事業に係る標準建設費等のうちの除却工事費
補助要件	<p>除却する老朽住宅等が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>①地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路の沿道に位置するもの</p> <p>②耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路の沿道に位置するもの</p> <p>③市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置するもの</p> <p>④住宅などが立ち並ぶ地域に位置するもの</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項、第10項又は第11項の規定に基づく特定空家等の除却の代執行であって、除却する特定空家等が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>①地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路の沿道に位置するもの</p> <p>②災害対策基本法に基づき指定された指定避難所又は指定緊急避難場所に隣接するもの</p>		
	<p>当該老朽住宅等の所有者等又は市町村が、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う除却であること。</p> <p>市町村が除却を代執行する場合にあっては、代執行に係る債権の全部又は一部について回収が見込まれないこと。</p> <p>市町村が除却を代執行する場合にあっては、事業完了後に、代執行に係る債権の全部又は一部を回収した場合は、当該回収額のうち補助金に相当する額を返還すること。</p>		
補助率	4分の1以内		
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		
補助事業名	老朽住宅等除却事業		
補助事業者	市町村		
	市町村が所有者に補助する場合	市町村が除却する場合	
補助対象経費	老朽住宅等（注）の除却を行う所有者等に対し除却に要する費用について補助する費用		
	限度額	限度額	限度額
	1,675,000円/件	1,675,000円/件	補助事業に着手する日が属する年度において国土交通大臣が定める住宅局所管事業に係る標準建設費等のうちの除却工事費
補助要件	<p>除却する老朽住宅等が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>①地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路の沿道に位置するもの</p> <p>②耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路の沿道に位置するもの</p> <p>③市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置するもの</p> <p>④住宅などが立ち並ぶ地域に位置するもの</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項又は第10項の規定に基づく特定空家等の除却の代執行であって、除却する特定空家等が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>①地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路の沿道に位置するもの</p> <p>②災害対策基本法に基づき指定された指定避難所又は指定緊急避難場所に隣接するもの</p>		
	<p>当該老朽住宅等の所有者又は市町村が、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う除却であること。</p> <p>市町村が除却を代執行する場合にあっては、代執行に係る債権の全部又は一部について回収が見込まれないこと。</p> <p>市町村が除却を代執行する場合にあっては、事業完了後に、代執行に係る債権の全部又は一部を回収した場合は、当該回収額のうち補助金に相当する額を返還すること。</p>		
補助率	4分の1以内		
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		
<p>（注）「老朽住宅等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。</p> <p>ただし、④ロにおいては、除却を自ら行うことが困難な所有者から寄附等により市町村が譲り受けた特定空家等を含む。</p> <p>①木造等においては別添測定基準表1の評定の合計が100点以上のもの</p> <p>②鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2の評定の合計が100点以上のもの</p> <p>③コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の評定の合計が100点以上のもの</p> <p>④空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画に基づき除却が行われるものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 空家法第2条第1項に規定する空家等であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>    a 除却後の跡地が地域活性化のために1年以上供されるもの</p> <p>    b 除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供されるもの</p> <p>ロ 空家法第2条第2項に規定する特定空家等（ただし、自主的対応が可能な者に対する空家法第22条第3項に規定する命令に係る部分を除く。）</p> <p>ハ 建築基準法第43条の規定に適合しない無接道敷地又は概ね75㎡未満の狭小敷地その他単独での活用が困難である敷地に立地する空家等で、当該空家等の隣接地の所有者等が取得したものであって、以下に該当するもの</p> <p>    a 隣接地と当該空家等の敷地の統合後の敷地を、自らの居住等の用に供し適切に10年以上管理するもの又は空家等対策計画その他地域のまちづくりに関する計画等に位置づけられた取組に活用するもの</p> <p>    b 除却に要する費用が公的な方法により算定した売買想定価格を上回るもの</p>			

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
<b>別表第7</b> 別表第7（第3条関係） <div style="text-align: right;"><b>公的賃貸住宅型 (中間管理住宅)</b></div>		<b>別表第7</b> 別表第7（第3条関係） <div style="text-align: right;"><b>公的賃貸住宅型 (中間管理住宅)</b></div>	
補助事業名	空き家活用促進事業	補助事業名	空き家活用促進事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
補助対象経費	市町村が所有する又は借り受ける空き家（公営住宅等を除く。）を、公的住宅等（注1）として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費	補助対象経費	市町村が所有する又は借り受ける空き家（公営住宅等を除く。）を、公的住宅等（注1）として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額		限度額
	11,000,000円/戸		11,000,000円/戸  <b>(ただし、こうち健康・省エネ住宅として再生する場合は、11,800,000円/戸)</b>
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの	補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	① 改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの。 ② 改修後の断熱等性能等級が3以上である、又は断熱改修工事（別添空き家活用リフォーム設計基準【標準型】）を実施するもの。 ③ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上である等、耐震改修工事及び断熱改修工事を実施する必要がない場合にあっては、高齢化対応等、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事（注2）を実施するもの。 ア バリアフリー工事 イ トイレの水洗化工事 ウ 内装木質化工事 ④ 借り受ける空き家については、事業完了後、補助事業者が公的住宅等として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの。 ⑤ 対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）。		① 改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの。 ② 改修後の断熱等性能等級が3以上である、又は断熱改修工事（別添空き家活用リフォーム設計基準【標準型】）を実施するもの。 ③ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上である等、耐震改修工事及び断熱改修工事を実施する必要がない場合にあっては、高齢化対応等、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事（注2）を実施するもの。 ア バリアフリー工事 イ トイレの水洗化工事 ウ 内装木質化工事 ④ 借り受ける空き家については、事業完了後、補助事業者が公的住宅等として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの。 ⑤ 対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）。 ⑥ <b>当該事業を同一年度内に5以上実施する市町村にあっては、1以上を「こうち健康・省エネ住宅」として再生する市町村に限る。</b>
補助率	4分の1以内	補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
（注1）公的住宅等のうち「就寝の用に供する居室を存し、かつ、地域活性化のための計画的利用に供される建築物」は、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に限る。 （注2）改修工事は、別添の空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする。		（注1）公的住宅等のうち「就寝の用に供する居室を存し、かつ、地域活性化のための計画的利用に供される建築物」は、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に限る。 （注2）改修工事は、別添の空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする。	

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧																														
別表第 8、9 (略) 別表第 10 別表第 10 (第3条関係)	別表第 8、9 (略) 別表第 10 別表第 10 (第3条関係)																														
<b>民間賃貸住宅型</b>	<b>民間賃貸住宅型</b>																														
<table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>空き家活用費補助事業</td> </tr> <tr> <td>補助事業者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助対象経費</td> <td>空き家の所有者等、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">限度額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2,700,000円/戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助要件</td> <td style="text-align: center;">次に掲げる事項の全てに該当するもの</td> </tr> <tr> <td>                     ①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの                      ②個人が所有する空き家であること                      ③事業完了後10年間以上、住宅確保要配慮者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注2）に登録するもの                      ④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの                      ⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助率</td> <td style="text-align: center;">3分の1以内かつ市町村の負担する額（注3）の2分の1以内</td> </tr> <tr> <td>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</td> </tr> </table>	補助事業名	空き家活用費補助事業	補助事業者	市町村	補助対象経費	空き家の所有者等、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費	限度額		2,700,000円/戸	補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの	①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの ②個人が所有する空き家であること ③事業完了後10年間以上、住宅確保要配慮者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注2）に登録するもの ④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの ⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）	補助率	3分の1以内かつ市町村の負担する額（注3）の2分の1以内	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	<table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>空き家活用費補助事業</td> </tr> <tr> <td>補助事業者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助対象経費</td> <td>空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">限度額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2,700,000円/戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助要件</td> <td style="text-align: center;">次に掲げる事項の全てに該当するもの</td> </tr> <tr> <td>                     ①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの                      ②個人が所有する空き家であること                      ③事業完了後10年間以上、住宅確保要配慮者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注2）に登録するもの                      ④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの                      ⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助率</td> <td style="text-align: center;">3分の1以内かつ市町村の負担する額の2分の1以内</td> </tr> <tr> <td>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</td> </tr> </table>	補助事業名	空き家活用費補助事業	補助事業者	市町村	補助対象経費	空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費	限度額		2,700,000円/戸	補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの	①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの ②個人が所有する空き家であること ③事業完了後10年間以上、住宅確保要配慮者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注2）に登録するもの ④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの ⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）	補助率	3分の1以内かつ市町村の負担する額の2分の1以内	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
補助事業名	空き家活用費補助事業																														
補助事業者	市町村																														
補助対象経費	空き家の所有者等、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費																														
	限度額																														
	2,700,000円/戸																														
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの																														
	①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの ②個人が所有する空き家であること ③事業完了後10年間以上、住宅確保要配慮者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注2）に登録するもの ④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの ⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）																														
補助率	3分の1以内かつ市町村の負担する額（注3）の2分の1以内																														
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。																														
補助事業名	空き家活用費補助事業																														
補助事業者	市町村																														
補助対象経費	空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費																														
	限度額																														
	2,700,000円/戸																														
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの																														
	①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの ②個人が所有する空き家であること ③事業完了後10年間以上、住宅確保要配慮者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注2）に登録するもの ④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの ⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）																														
補助率	3分の1以内かつ市町村の負担する額の2分の1以内																														
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。																														
<p>（注1）空き家の所有者から空き家を借り受ける特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要配慮者等への居住等支援をしている団体（任意団体を除く。）</p> <p>（注2）高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク※（a）又は「高知で暮らす。お家を探すねっと」※（b）</p> <p>※（a） 地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネット等を通じて提供する制度</p> <p>※（b） 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会、高知県内の市町村及び高知県が協力し、高知県内の市町村へ移住を希望する人向けに、空き家等の不動産情報を集めて発信するための専用ホームページ</p>	<p>（注1）空き家の所有者から空き家を借り受ける特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要配慮者等への居住等支援をしている団体（任意団体を除く。）</p> <p>（注2）高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク※（a）又は「高知で暮らす。お家を探すねっと」※（b）</p> <p>※（a） 地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネット等を通じて提供する制度</p> <p>※（b） 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会、高知県内の市町村及び高知県が協力し、高知県内の市町村へ移住を希望する人向けに、空き家等の不動産情報を集めて発信するための専用ホームページ</p>																														
<p>（注3）市町村が補助する額（ただし、国土交通省所管の空き家関係補助事業等の対象となる事業にあっては、市町村が補助する額から国の補助金等の限度額を減じて得た額。）</p>																															

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
別表第 11				別表第 11			
別表第 1 1 (第 3 条関係)				別表第 1 1 (第 3 条関係)			
補助事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業			補助事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業		
補助事業者	市町村			補助事業者	市町村		
補助対象経費	危険住宅の除却及び危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する経費			危険住宅の除却及び危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する経費			
	限度額			限度額			
	除却費	建設又は購入費		除却費	建設又は購入費		
	危険住宅の除却に要する費用	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用		危険住宅の除却に要する費用	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する費用	土地取得に要する費用	敷地造成に要する費用
	975,000円/戸	4,650,000円/戸	2,060,000円/戸	608,000円/戸			
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①市町村が作成する危険住宅移転に関する事業計画（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-③3.)に基づき行うものであること ②土砂災害特別警戒区域内から区域外への移転を行うものであること ③移転事業の対象となる危険住宅については、原則として除却すること ④移転事業の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として次に掲げる要件に適合するものであること ア 市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域)であって土砂災害警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域)又は浸水想定区域(水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ3m以上の区域に限る。)に該当する区域外に存すること イ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと ウ 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき知事が指定した区域)又は地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき主務大臣が指定した区域)に該当する区域外に存すること			次に掲げる事項の全てに該当するもの ①市町村が作成する危険住宅移転に関する事業計画（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-③3.)に基づき行うものであること ②土砂災害特別警戒区域内から区域外への移転を行うものであること ③対象となる危険住宅は、原則として除却すること			
補助率	4分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			補助率	4分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
別表第 12 別表第 1 2 (第 3 条関係)		別表第 12 別表第 1 2 (第 3 条関係)	
補助事業名	住宅等土砂災害対策促進事業	補助事業名	住宅等土砂災害対策促進事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
補助対象経費	危険住宅等を土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りにより想定される衝撃に対して一定の耐力を有する、外壁の改修や塀等の設置工事に要する経費の23%	補助対象経費	危険住宅等を土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りにより想定される衝撃に対して一定の耐力を有する、外壁の改修や塀等の設置工事に要する経費の23%
	限度額		限度額
	966,000円/戸		772,800円/戸
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの	補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①一級建築士又は二級建築士が土砂災害対策を計画したものであること ②建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること		①一級建築士又は二級建築士が土砂災害対策を計画したものであること ②建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること
補助率	4分の1以内	補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧		
別表第13 別表第13（第3条関係）		別表13 別表第13（第3条関係）		
補助事業名	家具等安全対策支援事業	補助事業名	家具等安全対策支援事業	
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村	
補助対象経費	住宅の所有者等及び市町村が行う家具等の転倒防止、収納物の落下等防止、ガラスの飛散防止及び感震ブレーカーの設置に要する経費並びに住宅の所有者等が行う耐震シェルターの設置に要する経費	補助対象経費	住宅の所有者等及び市町村が行う家具等の転倒防止、収納物の落下等防止、ガラスの飛散防止、及び感震ブレーカーの設置に要する経費	
	限度額		限度額	
	家具等の転倒防止、収納物の落下等防止、ガラスの飛散防止及び感震ブレーカーの設置		32,000円/戸	32,000円/戸
	耐震シェルターの設置		200,000円/戸	
安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。		安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。		
補助要件	ガラスの飛散防止については、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。  <ul style="list-style-type: none"> <li>既存ガラス（合わせガラス等の飛散の恐れのないものを除く。以下同じ。）に飛散防止フィルム（JIS A5759のガラス飛散防止性能（記号A、記号B）を満足するものに限る。）を施工するもの。</li> <li>既存ガラスをプラスチックに交換するもの。</li> </ul>	補助要件	ガラスの飛散防止については、次に掲げる事項の全てに該当するもの。  <ul style="list-style-type: none"> <li>既存ガラスの種別が、合わせガラス等の飛散の恐れのないものではないこと。</li> <li>飛散防止対策として施工する「飛散防止フィルム」は、JISA5759のガラス飛散防止性能（記号A、記号B）を満足するものであること。</li> </ul>	
	感震ブレーカーの設置については、次に掲げる事項の全てに該当するもの。  <ul style="list-style-type: none"> <li>感震ブレーカーとは、地震により感震センサーが揺れを感知し、又はおもりの落下によりブレーカーを落として電力供給を遮断する等、地震時、もしくは地震後の通電による電気火災の抑止のため有効に作動する機器をいい、それを内蔵する機器も含む。</li> <li>感震ブレーカーを地震時の電気火災の抑止のため有効に作動するよう設置を行うもの。</li> </ul>		感震ブレーカーの設置については、次に掲げる事項の全てに該当するもの。  <ul style="list-style-type: none"> <li>感震ブレーカーとは、地震により感震センサーが揺れを感知し、又はおもりの落下によりブレーカーを落として電力供給を遮断する等、地震時、もしくは地震後の通電による電気火災の抑止のため有効に作動する機器をいい、それを内蔵する機器も含む。</li> <li>感震ブレーカーを地震時の電気火災の抑止のため有効に作動するよう設置を行うもの。</li> </ul>	
	耐震シェルターの設置については、次に掲げる事項の全てに該当するもの。  <ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断事業より診断した結果、評点が1.0未満の昭和56年5月31日以前に建築された既存住宅又は非木造住宅耐震診断費補助事業より診断した結果、倒壊する危険性があるとされた既存住宅に設置するもの。</li> <li>既存住宅の躯体構造とは構造的に分離されているもの。</li> <li>製造者又は設置者により、実験又は構造計算によって構造性能が検証されているもの。</li> <li>住宅が倒壊して閉じ込められた場合には、火災や津波から逃れることが難しいことに配慮されていること。</li> </ul>			
補助率	4分の1以内  補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	補助率	4分の1以内  補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
別表第 14 別表第 1 4 (第 3 条関係)		別表第 14 別表第 1 4 (第 3 条関係)	
補助事業名	空き家活用シェアオフィス等整備支援事業	補助事業名	空き家活用シェアオフィス等整備支援事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
補助対象経費	市町村が所有する又は借り受ける空き家（ <b>公営住宅</b> を除く。）を、シェアオフィス等として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費	補助対象経費	市町村が所有する又は借り受ける空き家（ <b>公的住宅</b> を除く。）を、シェアオフィス等として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額		限度額
	10,000,000円/室		10,000,000円/室
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの	補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	① 改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの。 ② 断熱工事を実施するもの。 ③ 借り受ける空き家については、事業完了後、補助事業者がシェアオフィス等として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの。 ④ 対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）。		① 改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの。 ② 断熱工事を実施するもの。 ③ 借り受ける空き家については、事業完了後、補助事業者がシェアオフィス等として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの。 ④ 対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）。
補助率	4分の1以内	補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧		
別表第 15 別表第 15（第 2 条関係）			別表第 15 別表第 15（第 2 条関係）		
補助事業名	瓦屋根診断費補助事業	瓦屋根改修費補助事業	補助事業名	瓦屋根診断費補助事業	瓦屋根改修費補助事業
補助事業者	市町村		補助事業者	市町村	
補助対象経費	住宅の所有者等が瓦屋根工事技士等（（注 1）をいう、以下同じ）に依頼して行う当該住宅（（注 2）をいう、以下同じ）の瓦屋根（（注 3）をいう、以下同じ）の耐震・耐風診断、及び改修工事の概算見積作成に要する経費の 23%		住宅の所有者等が瓦屋根工事技士等（（注 1）をいう、以下同じ）に依頼して行う当該住宅（（注 2）をいう、以下同じ）の瓦屋根（（注 3）をいう、以下同じ）の耐震・耐風診断、及び改修工事の概算見積作成に要する経費の 23%		住宅の所有者等が行う当該住宅の瓦屋根の改修工事に要する経費の 23%
	限度額		限度額		
	25,200円/棟	690,000円/棟 又は 6,900円に屋根面積(m2)を乗じた額のいずれか低い額 ただし、段階改修型の要件でこの事業を実施した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額まで	21,000円/棟	552,000円/棟 又は 5,520円に屋根面積(m2)を乗じた額のいずれか低い額 ただし、段階改修型の要件でこの事業を実施した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額まで	耐震・耐風性能確保に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
次に掲げる事項の全てに該当するもの					
高知県耐震改修促進計画に指定された区域に位置する住宅					
補助要件	住宅の所有者等が選任した瓦屋根工事技士等が実施するもの		住宅の所有者等が選任した瓦屋根工事技士等が現場確認を実施するもの		住宅の所有者等が選任した瓦屋根工事技士等が実施するもの
	一般改修型		段階改修型		一般改修型
	一般財団法人日本建築防災協会他発行（注 4）の「2021年改訂版 瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に基づく二次診断（屋根に登って、瓦の各部位の繋結状況や劣化状況の確認を行うなど、瓦屋根の耐震・耐風性等確保のため改修の実施が必要な瓦屋根かどうかを診断）を実施するもの	二次診断の結果、令和 2 年国土交通省告示第 1435 号により改正された昭和 46 年建設省告示第 109 号に適合しないおそれのある当該住宅のすべての瓦屋根の改修に係るもの	二次診断の結果、令和 2 年国土交通省告示第 1435 号により改正された昭和 46 年建設省告示第 109 号に適合しないおそれのある当該住宅の屋根のうち構造上独立した 1 以上の瓦屋根の改修に係るもの	二次診断の結果、令和 2 年国土交通省告示第 1435 号により改正された昭和 46 年建設省告示第 109 号に適合しないおそれのある当該住宅のすべての瓦屋根の改修に係るもの	二次診断の結果、令和 2 年国土交通省告示第 1435 号により改正された昭和 46 年建設省告示第 109 号に適合しないおそれのある当該住宅の屋根のうち構造上独立した 1 以上の瓦屋根の改修に係るもの
改修の結果、住宅の屋根が地震や強風に対して安全な構造となること		改修の結果、住宅の屋根が地震や強風に対して安全な構造となるもので、申込時に、段階的に改修事業を行う理由書、及びいずれ当該住宅のすべての屋根を地震や強風に対して安全な構造とすることの誓約書が提出されていること		改修の結果、住宅の屋根が地震や強風に対して安全な構造となること	改修の結果、住宅の屋根が地震や強風に対して安全な構造となるもので、申込時に、段階的に改修事業を行う理由書、及びいずれ当該住宅のすべての屋根を地震や強風に対して安全な構造とすることの誓約書が提出されていること
補助率	4 分の 1 以内	4 分の 1 以内	4 分の 1 以内	4 分の 1 以内	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる
補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる					
<p>(注 1) 瓦屋根工事技士等とは、かわらぶき技師、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士、建築士をいう。</p> <p>(注 2) 令和 3 年 12 月 31 日以前に建築された住宅</p> <p>(注 3) 粘土瓦葺き、プレスセメント瓦葺きの屋根。瓦は一般部を用いる棧瓦のほか、軒瓦、袖瓦、のし瓦、丸瓦 その他の役瓦を含む。</p> <p>(注 4) 発行：一般社団法人全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国 PC がわら組合連合会、一般財団法人日本建築防災協会</p>					
<p>(注 1) 瓦屋根工事技士等とは、かわらぶき技師、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士、建築士をいう。</p> <p>(注 2) 令和 3 年 12 月 31 日以前に建築された住宅</p> <p>(注 3) 粘土瓦葺き、プレスセメント瓦葺きの屋根。瓦は一般部を用いる棧瓦のほか、軒瓦、袖瓦、のし瓦、丸瓦 その他の役瓦を含む。</p> <p>(注 4) 発行：一般社団法人全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国 PC がわら組合連合会、一般財団法人日本建築防災協会</p>					

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
別表第 16		別表第 16	
別表第 16（第 3 条関係）		別表第 16（第 3 条関係）	
補助事業名	木造住宅除却費補助事業	補助事業名	木造住宅除却費補助事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
補助対象経費	耐震性の低い木造の既存住宅（注 1）の除却に要する経費の 23%。 ただし、当該住宅の除却に要する経費は、耐震改修等に要する費用相当額（注 2）以内とする。	補助対象経費	耐震性の低い木造の既存住宅（注 1）の除却に要する経費の 23%。 ただし、当該住宅の除却に要する経費は、耐震改修等に要する費用相当額（注 2）以内とする。
	限度額		限度額
	300,000円/戸		300,000円/戸
補助要件	耐震性の低い木造の既存住宅が次のいずれかに該当するものであること。 ①地域防災計画（災害対策基本法第 2 条第 10 号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路の沿道に位置するもの ②耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項）に位置付けられた避難路の沿道に位置するもの ③市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置するもの ④住宅などが立ち並ぶ地域に位置するもの	補助要件	耐震性の低い木造の既存住宅が次のいずれかに該当するものであること。 ①地域防災計画（災害対策基本法第 2 条第 10 号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路の沿道に位置するもの ②耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項）に位置付けられた避難路の沿道に位置するもの ③市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置するもの ④住宅などが立ち並ぶ地域に位置するもの
	当該住宅の所有者等が建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う除却であること。		当該住宅の所有者が建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う除却であること。 <b>また、不動産販売、不動産貸付又は駐車場運営等を業とする者が、この業のために行う除却でないこと。</b>
補助率	4 分の 1 以内	補助率	4 分の 1 以内
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
<p>（注 1）「耐震性の低い木造の既存住宅」とは以下のいずれかをいう。</p> <p>①昭和 5 年 5 月 3 日以前に建築された住宅で、木造住宅耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が 1.0 未満と診断された木造の既存住宅。</p> <p>②令和 6 年 1 月 30 日国住市第 40 号 住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）別添「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、補助事業者が倒壊の危険性があると判断した木造の既存住宅。</p> <p>（注 2）耐震改修等に要する費用相当額は、当該住宅の延床面積に、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第 III 編第 1 章イ-1 6-(1 2)-①第 3 項に規定する交付対象限度額を乗じたもの。</p>		<p>（注 1）「耐震性の低い木造の既存住宅」とは以下のいずれかをいう。</p> <p>①木造住宅耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が 1.0 未満と診断された木造の既存住宅。</p> <p>②令和 6 年 1 月 30 日国住市第 40 号 住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）別添「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、補助事業者が倒壊の危険性があると判断した木造の既存住宅。</p> <p>（注 2）耐震改修等に要する費用相当額は、当該住宅の延床面積に、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第 III 編第 1 章イ-1 6-(1 2)-①第 3 項に規定する交付対象限度額を乗じたもの。</p>	

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧																																																																																																	
<p>点検表 1、2、測定基準表 1～3 (略) 別添 別添</p> <p style="text-align: center;"><b>空き家活用リフォーム設計基準</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">項目</th> <th colspan="4">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">断熱改修工事</td> <td colspan="4">右記の断熱改修工事の範囲において、別表「断熱改修設計基準」に記載する基準に適合する工事をいずれか一以上実施すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">「寝室+トイレ」又は「居間+脱衣室」を含む階全体</td> </tr> <tr> <td colspan="4">「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バリアフリー工事</td> <td colspan="4">右記のうち、いずれかの項目を一以上を実施すること。</td> </tr> <tr> <td>手すりの設置工事</td> <td>1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内)</td> <td>住戸1戸につき、1)から6)の施工部位のうち少なくとも3 施工部位以上施工するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>段差解消</td> <td>1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床</td> <td>住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1 施工部位以上施工するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廊下幅等の拡張</td> <td>1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段</td> <td>住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1 施工部位以上施工するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トイレの水洗化工事</td> <td colspan="4">和式便器から洋式便器等への変更(水洗トイレ又は簡易水洗トイレに改善するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>内装木質化工事</td> <td colspan="4">内装仕上げに県内産の木材を使用する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容				断熱改修工事	右記の断熱改修工事の範囲において、別表「断熱改修設計基準」に記載する基準に適合する工事をいずれか一以上実施すること。				「寝室+トイレ」又は「居間+脱衣室」を含む階全体				「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下				バリアフリー工事	右記のうち、いずれかの項目を一以上を実施すること。				手すりの設置工事	1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内)	住戸1戸につき、1)から6)の施工部位のうち少なくとも3 施工部位以上施工するもの		段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床	住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1 施工部位以上施工するもの		廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段	住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1 施工部位以上施工するもの		トイレの水洗化工事	和式便器から洋式便器等への変更(水洗トイレ又は簡易水洗トイレに改善するものに限る。)				内装木質化工事	内装仕上げに県内産の木材を使用する。				<p>点検表 1、2、測定基準表 1～3 (略) 別添 別添</p> <p style="text-align: center;"><b>空き家活用リフォーム設計基準</b></p> <p style="color: red; text-align: center;"><b>【標準型】</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">項目</th> <th colspan="4">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">断熱改修工事</td> <td colspan="4">右記の断熱改修工事の範囲において、別表「断熱改修設計基準」に記載する基準に適合する工事をいずれか一以上実施すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">「寝室+トイレ」又は「居間+脱衣室」を含む階全体</td> </tr> <tr> <td colspan="4">「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バリアフリー工事</td> <td colspan="4">右記のうち、いずれかの項目を一以上を実施すること。</td> </tr> <tr> <td>手すりの設置工事</td> <td>1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内)</td> <td>住戸1戸につき、1)から6)の施工部位のうち少なくとも3 施工部位以上施工するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>段差解消</td> <td>1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床</td> <td>住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1 施工部位以上施工するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廊下幅等の拡張</td> <td>1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段</td> <td>住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1 施工部位以上施工するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トイレの水洗化工事</td> <td colspan="4">和式便器から洋式便器等への変更(水洗トイレ又は簡易水洗トイレに改善するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>内装木質化工事</td> <td colspan="4">内装仕上げに県内産の木材を使用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; text-align: center;"><b>【こうち健康・省エネ住宅型】</b></p> <p style="text-align: center;">こうち健康省エネ住宅型の工事は上記の断熱改修工事とバリアフリー工事に加えて以下に示すリフォーム工事を行うものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width:20%; text-align: center;">空気環境 (シックハウス対策)</td> <td style="width:60%;">建築基準法(昭和25年法律第21号)第28条の2の規定に基づくシックハウス対策(内装仕上げ規制)の実施</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地域材利用</td> <td rowspan="2">いずれかの選択項目を一つ以上採用すること</td> <td style="text-align: center;">内装仕上げに県内産の木材を使用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内装仕上げに土佐和紙等の県内産の建築資材を使用</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容				断熱改修工事	右記の断熱改修工事の範囲において、別表「断熱改修設計基準」に記載する基準に適合する工事をいずれか一以上実施すること。				「寝室+トイレ」又は「居間+脱衣室」を含む階全体				「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下				バリアフリー工事	右記のうち、いずれかの項目を一以上を実施すること。				手すりの設置工事	1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内)	住戸1戸につき、1)から6)の施工部位のうち少なくとも3 施工部位以上施工するもの		段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床	住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1 施工部位以上施工するもの		廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段	住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1 施工部位以上施工するもの		トイレの水洗化工事	和式便器から洋式便器等への変更(水洗トイレ又は簡易水洗トイレに改善するものに限る。)				内装木質化工事	内装仕上げに県内産の木材を使用する。				空気環境 (シックハウス対策)	建築基準法(昭和25年法律第21号)第28条の2の規定に基づくシックハウス対策(内装仕上げ規制)の実施		地域材利用	いずれかの選択項目を一つ以上採用すること	内装仕上げに県内産の木材を使用	内装仕上げに土佐和紙等の県内産の建築資材を使用
項目	内容																																																																																																	
断熱改修工事	右記の断熱改修工事の範囲において、別表「断熱改修設計基準」に記載する基準に適合する工事をいずれか一以上実施すること。																																																																																																	
	「寝室+トイレ」又は「居間+脱衣室」を含む階全体																																																																																																	
	「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下																																																																																																	
バリアフリー工事	右記のうち、いずれかの項目を一以上を実施すること。																																																																																																	
	手すりの設置工事	1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内)	住戸1戸につき、1)から6)の施工部位のうち少なくとも3 施工部位以上施工するもの																																																																																															
	段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床	住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1 施工部位以上施工するもの																																																																																															
	廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段	住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1 施工部位以上施工するもの																																																																																															
トイレの水洗化工事	和式便器から洋式便器等への変更(水洗トイレ又は簡易水洗トイレに改善するものに限る。)																																																																																																	
内装木質化工事	内装仕上げに県内産の木材を使用する。																																																																																																	
項目	内容																																																																																																	
断熱改修工事	右記の断熱改修工事の範囲において、別表「断熱改修設計基準」に記載する基準に適合する工事をいずれか一以上実施すること。																																																																																																	
	「寝室+トイレ」又は「居間+脱衣室」を含む階全体																																																																																																	
	「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下																																																																																																	
バリアフリー工事	右記のうち、いずれかの項目を一以上を実施すること。																																																																																																	
	手すりの設置工事	1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内)	住戸1戸につき、1)から6)の施工部位のうち少なくとも3 施工部位以上施工するもの																																																																																															
	段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床	住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1 施工部位以上施工するもの																																																																																															
	廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段	住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1 施工部位以上施工するもの																																																																																															
トイレの水洗化工事	和式便器から洋式便器等への変更(水洗トイレ又は簡易水洗トイレに改善するものに限る。)																																																																																																	
内装木質化工事	内装仕上げに県内産の木材を使用する。																																																																																																	
空気環境 (シックハウス対策)	建築基準法(昭和25年法律第21号)第28条の2の規定に基づくシックハウス対策(内装仕上げ規制)の実施																																																																																																	
地域材利用	いずれかの選択項目を一つ以上採用すること	内装仕上げに県内産の木材を使用																																																																																																
		内装仕上げに土佐和紙等の県内産の建築資材を使用																																																																																																
<p>別表 断熱改修設計基準 (略)</p>	<p>別表 断熱改修設計基準 (略)</p>																																																																																																	

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

第1号様式、第2号様式 (略)  
別紙1

別紙1  
住宅耐震化促進事業計画書兼交付申請額内訳書

事業主体名	実施予定期間		事業費内訳(単位:円)					摘要														
	年	月	補助対象		補助対象外																	
	起	迄	補助率	金額	国庫補助金	市町村費	その他															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">内、共同 住宅及び 高齢住宅 (棟)</th> <th rowspan="2">事業費 (単数:円)</th> <th colspan="2">補助対象</th> <th colspan="3">補助対象外</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>補助率</th> <th>金額</th> <th>国庫補助金</th> <th>市町村費</th> <th>その他</th> </tr> </thead> </table>								事業費	内、共同 住宅及び 高齢住宅 (棟)	事業費 (単数:円)	補助対象		補助対象外			摘要	補助率	金額	国庫補助金	市町村費	その他	
事業費	内、共同 住宅及び 高齢住宅 (棟)	事業費 (単数:円)	補助対象		補助対象外						摘要											
			補助率	金額	国庫補助金	市町村費	その他															
<b>総事業費</b>																						
A 木造住宅耐震化促進事業	① 診断事業-ア (S59年以前)	戸	棟	棟	1/4																	
	① 診断事業-イ (H12年以前)	戸	棟	棟	1/4																	
	② 設計費補助事業	戸	棟	棟	2/4																	
	③ 改修費補助事業	戸	棟	棟	1/4																	
		戸	棟	棟	1/2																	
<b>計</b>		小計																				
B 非木造住宅耐震化促進事業	① 診断事業	戸	棟	棟	1/4																	
	② 設計費補助事業	戸	棟	棟	2/4																	
	③ 改修費補助事業	戸	棟	棟	1/4																	
		戸	棟	棟	1/2																	
<b>計</b>		小計																				
C 木造住宅段階的耐震改修支援事業		戸	棟	棟	1/4																	
		戸	棟	棟	1/2																	
<b>計</b>		小計																				
D 非木造住宅段階的耐震改修支援事業		戸	棟	棟	1/4																	
		戸	棟	棟	1/2																	
<b>計</b>		小計																				
E コンクリートブロック塀安全対策事業		件			1/4																	
F 老朽住宅等除却事業		件			1/4																	
G 空き家活用促進事業		戸	棟	棟	1/4																	
H 住宅耐震対策市町村緊急支援事業	① 戸別訪問	件																				
	② 地区カルテの策定	件																				
	③ 減災に寄与する住み替え等に関する調査	件																				
	④ 出張説明会	件																				
	⑤ その他	件																				
<b>計</b>		小計			1/4																	
※住宅耐震対策市町村緊急支援事業については、事業内容が分かる資料を添付すること。																						
I 空き家対策市町村緊急支援事業		戸			1/4																	
J 空き家活用費補助事業		戸	棟	棟	1/3																	
K がけ地近接等危険住宅移転事業	① 危険住宅の除却	戸																				
	② 建設又は購入	戸																				
	③ 土地取得	戸																				
	④ 敷地造成	戸																				
<b>計</b>		小計			1/4																	
L 住宅等土砂災害対策促進事業		戸			1/4																	
M 家具等安全対策支援事業	① 家具等	戸			1/4																	
	② 耐震シェルター	戸			1/4																	
N 空き家活用シェアオフィス等整備支援事業		室			1/4																	
O 瓦屋根改修事業	① 診断費補助事業	棟			1/4																	
	② 改修費補助事業	棟			1/4																	
<b>計</b>		小計			1/4																	
P 木造住宅除却費補助事業		戸	棟	棟	1/4																	

旧

第1号様式、第2号様式 (略)  
別紙1

別紙1  
住宅耐震化促進事業計画書兼交付申請額内訳書

事業主体名	実施予定期間		事業費内訳(単位:円)					摘要														
	年	月	補助対象		補助対象外																	
	起	迄	補助率	金額	国庫補助金	市町村費	その他															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">内、共同 住宅及び 高齢住宅 (棟)</th> <th rowspan="2">事業費 (単数:円)</th> <th colspan="2">補助対象</th> <th colspan="3">補助対象外</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>補助率</th> <th>金額</th> <th>国庫補助金</th> <th>市町村費</th> <th>その他</th> </tr> </thead> </table>								事業費	内、共同 住宅及び 高齢住宅 (棟)	事業費 (単数:円)	補助対象		補助対象外			摘要	補助率	金額	国庫補助金	市町村費	その他	
事業費	内、共同 住宅及び 高齢住宅 (棟)	事業費 (単数:円)	補助対象		補助対象外						摘要											
			補助率	金額	国庫補助金	市町村費	その他															
<b>総事業費</b>																						
A 木造住宅耐震化促進事業	① 診断事業	戸	棟	棟	1/4																	
	② 設計費補助事業	戸	棟	棟	3/4																	
	③ 改修費補助事業	戸	棟	棟	1/4																	
		戸	棟	棟	1/2																	
<b>計</b>		小計																				
B 非木造住宅耐震化促進事業	① 診断事業	戸	棟	棟	1/4																	
	② 設計費補助事業	戸	棟	棟	3/4																	
	③ 改修費補助事業	戸	棟	棟	1/4																	
		戸	棟	棟	1/2																	
<b>計</b>		小計																				
C 木造住宅段階的耐震改修支援事業		戸	棟	棟	1/4																	
		戸	棟	棟	1/2																	
<b>計</b>		小計																				
D 非木造住宅段階的耐震改修支援事業		戸	棟	棟	1/4																	
		戸	棟	棟	1/2																	
<b>計</b>		小計																				
E コンクリートブロック塀安全対策事業		件			1/4																	
F 老朽住宅等除却事業		件			1/4																	
G 空き家活用促進事業		戸	棟	棟	1/4																	
こころ健康・省エネ住宅仕様																						
<b>計</b>		小計			1/4																	
H 住宅耐震対策市町村緊急支援事業	① 戸別訪問	件																				
	② 地区カルテの策定	件																				
	③ 減災に寄与する住み替え等に関する調査	件																				
	④ 出張説明会	件																				
	⑤ その他	件																				
<b>計</b>		小計			1/4																	
※住宅耐震対策市町村緊急支援事業については、事業内容が分かる資料を添付すること。																						
I 空き家対策市町村緊急支援事業		戸			1/4																	
J 空き家活用費補助事業		戸	棟	棟	1/3																	
K がけ地近接等危険住宅移転事業	① 危険住宅の除却	戸																				
	② 建設又は購入	戸																				
	③ 土地取得	戸																				
	④ 敷地造成	戸																				
<b>計</b>		小計			1/4																	
L 住宅等土砂災害対策促進事業		戸			1/4																	
M 家具等安全対策支援事業		戸			1/4																	
N 空き家活用シェアオフィス等整備支援事業		室			1/4																	
O 瓦屋根改修事業	① 診断費補助事業	棟			1/4																	
	② 改修費補助事業	棟			1/4																	
<b>計</b>		小計			1/4																	
P 木造住宅除却費補助事業		戸	棟	棟	1/4																	

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新							旧								
別紙2 (略) 第3号様式、第4号様式、第5号様式 (略) 別紙1							別紙2 (略) 第3号様式、第4号様式、第5号様式 (略) 別紙1								
高知県住宅耐震化促進事業費精算内訳書							高知県住宅耐震化促進事業費精算内訳書								
年度		(単位：円)					年度		(単位：円)						
事業内容		交付決定額 (A)	事業量 (B)	精算補助対象金額 (C)	精算補助金額 (D)	不用額(E) ((A)-(D))	事業内容		交付決定額 (A)	事業量 (B)	精算補助対象金額 (C)	精算補助金額 (D)	不用額(E) ((A)-(C))	摘要	
総事業費							総事業費								
A 木造住宅耐震化促進事業							A 木造住宅耐震化促進事業								
①診断事業	ア S56年以前		戸				①診断事業		戸						
	イ H12年以前		戸					②設計費補助事業		戸					
②設計費補助事業			戸				③改修費補助事業 ア 改修-a (標準型)			戸					
③改修費補助事業	ア 改修-a (標準型)		戸				ア 改修-b (特殊型)			戸					
	ア 改修-b (特殊型)		戸				イ 非現地建替え			戸					
	イ 非現地建替え		戸				B 非木造住宅耐震化促進事業								
B 非木造住宅耐震化促進事業							①診断事業			戸					
①診断事業			戸				②設計費補助事業			戸					
②設計費補助事業			戸				③改修費補助事業 ア 改修-a (標準型)			戸					
③改修費補助事業	ア 改修-a (標準型)		戸				イ 非現地建替え			戸					
	イ 非現地建替え		戸				C 木造住宅段階的耐震改修支援事業			戸					
C 木造住宅段階的耐震改修支援事業			戸				D 非木造住宅段階的耐震改修支援事業			戸					
D 非木造住宅段階的耐震改修支援事業			戸				E コンクリートブロック塀安全対策事業			件					
E コンクリートブロック塀安全対策事業			件				F 老朽住宅等除却事業			件					
F 老朽住宅等除却事業			件				G 空き家活用促進事業			戸					
G 空き家活用促進事業			戸				H 住宅耐震対策市町村緊急支援事業								
H 住宅耐震対策市町村緊急支援事業							I 空き家対策市町村緊急支援事業								
I 空き家対策市町村緊急支援事業			戸				J 空き家活用費補助事業			戸					
J 空き家活用費補助事業			戸				K かけ地近接等危険住宅移転事業			件					
K かけ地近接等危険住宅移転事業			件				L 住宅等土砂災害対策促進事業			件					
L 住宅等土砂災害対策促進事業			件				M 家具等安全対策支援事業			戸					
M 家具等安全対策支援事業	①家具等		戸				N 空き家活用シェアオフィス等整備支援事業			室					
	②耐震シェルター		戸				O 瓦屋根改修事業								
N 空き家活用シェアオフィス等整備支援事業			室				①診断費補助事業			棟					
①診断費補助事業			棟				②改修費補助事業			棟					
②改修費補助事業			棟				P 木造住宅除却費補助事業			戸					
P 木造住宅除却費補助事業			戸												



○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新																				旧																				
別紙6																				別紙6																				
別紙6 G 空き家活用促進事業																				別紙6 G 空き家活用促進事業																				
市町村名	物件名	住宅種別	構造種別	改修内容	事業費 (B)		完成 年月	風補助 限度額 (円/戸)	設計				工事				事業費計				備考																			
					棟数	戸数			年度		事業費 ①	対象外 経費 ②	精算補助 対象金額 (C) (①-②)	年度		事業費 ③	対象外 経費 ④	精算補助 対象金額 (D) (③-④)	補助率 ⑤	精算補助 金額 (E) (①×⑤)																				
									予算年度 (年/月)	実施年度 (年/月)				予算年度 (年/月)	実施年度 (年/月)																									
(注) 事業費に含む中で繰上 行を過期してください。																				(注) 事業費に含む中で繰上 行を過期してください。																				
G 空き家活用促進事業計																				G 空き家活用促進事業計																				

別紙7～13 (略)

別紙7～13 (略)

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新						
第6号様式 (略)						
別紙1						
別紙1 高知県住宅耐震化促進事業費精算内訳書 (単位:円)						
年度	事業内容	交付決定額 (A)	事業量 (B)	精算補助対象金額 (C)	精算補助金額 (D)	繰越額 (E) ((A)-(D))
摘要						
	総事業費					
A	木造住宅耐震化促進事業					
	①診断事業		戸			
	ア S56年以前		戸			
	イ H12年以前		戸			
	②設計費補助事業		戸			
	③改修費補助事業					
	ア 改修-a (標準型)		戸			
	イ 改修-b (特殊型)		戸			
	イ 非現地建替え		戸			
B	非木造住宅耐震化促進事業					
	①診断事業		戸			
	②設計費補助事業		戸			
	③改修費補助事業					
	ア 改修-a (標準型)		戸			
	イ 非現地建替え		戸			
C	木造住宅段階的耐震改修支援事業		戸			
D	非木造住宅段階的耐震改修支援事業		戸			
E	コンクリートブロック塀安全対策事業		件			
F	老朽住宅等除却事業		件			
G	空き家活用促進事業		戸			
H	住宅耐震対策市町村緊急支援事業					
I	空き家対策市町村緊急支援事業		戸			
J	空き家活用費補助事業		戸			
K	がけ地近接等危険住宅移転事業		件			
L	住宅等土砂災害対策促進事業		件			
M	家具等安全対策支援事業					
	①家具等		戸			
	②耐震シェルター		戸			
N	空き家活用シェアオフィス等整備支援事業		室			
O	瓦屋根改修事業					
	①診断費補助事業		棟			
	②改修費補助事業		棟			
P	木造住宅除却費補助事業		戸			

第7号様式 (略)

旧						
第6号様式 (略)						
別紙1						
別紙1 高知県住宅耐震化促進事業費精算内訳書 (単位:円)						
年度	事業内容	交付決定額 (A)	事業量 (B)	精算補助対象金額 (C)	精算補助金額 (D)	繰越額 (E) ((A)-(C))
摘要						
	総事業費					
A	木造住宅耐震化促進事業					
	①診断事業		戸			
	②設計費補助事業		戸			
	③改修費補助事業					
	ア 改修-a (標準型)		戸			
	イ 改修-b (特殊型)		戸			
	イ 非現地建替え		戸			
B	非木造住宅耐震化促進事業					
	①診断事業		戸			
	②設計費補助事業		戸			
	③改修費補助事業					
	ア 改修-a (標準型)		戸			
	イ 非現地建替え		戸			
C	木造住宅段階的耐震改修支援事業		戸			
D	非木造住宅段階的耐震改修支援事業		戸			
E	コンクリートブロック塀安全対策事業		件			
F	老朽住宅等除却事業		件			
G	空き家活用促進事業		戸			
H	住宅耐震対策市町村緊急支援事業					
I	空き家対策市町村緊急支援事業		戸			
J	空き家活用費補助事業		戸			
K	がけ地近接等危険住宅移転事業		件			
L	住宅等土砂災害対策促進事業		件			
M	家具等安全対策支援事業		戸			
N	空き家活用シェアオフィス等整備支援事業		室			
O	瓦屋根改修事業					
	①診断費補助事業		棟			
	②改修費補助事業		棟			
P	木造住宅除却費補助事業		戸			

第7号様式 (略)